

**第 115 回月例研究会報告**

1. 日時：2005 年 9 月 27 日 18:30~20:30
2. 場所：中央大学駿河台記念館 2 階会議室
3. 演題：[ I T 内部統制評価の計画と手続きー財務報告に係る内部統制の観点からー]
4. 講師：大阪成蹊大学 現代経営情報学部助教授・公認会計士 石島 隆 氏

報告者 No.557 仲 厚吉

**【はじめに】**

新会社法が平成 17 年 6 月 29 日に国会可決され平成 18 年 4 月施行予定であり、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」の公開草案が出された。

昨今、システム監査人であれば内部統制システムや I T 内部統制とは何かを語れるべきであろう。しかし、今日現在、的確に語れる人は少ないと思われる。

講師の石島先生は、その数少ない人のひとりであり、今回の講演では、「関西のお笑いの会社」の事例を使い、内部統制の基本的要素を分りやすく話された。

研究会会場は、時節柄、聴講する人々で満席の状況であった。

**【講演目次】**

1. I T 内部統制とは何か
  - (1) コーポレート・ガバナンスと内部統制との関係  
財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）
  - (2) I T ガバナンスと I T 内部統制との関係
  - (3) コーポレート・ガバナンスと I T 内部統制との関係
2. I T 内部統制評価の計画と手続き
  - (1) 財務諸表監査における内部統制評価の位置づけ
  - (2) 監査要点と I T のコントロール目標との関係
  - (3) I T 内部統制評価の実務的实施手順
  - (4) 情報システムの概要把握
  - (5) 全般統制の評価
  - (6) 業務処理統制の評価

**【講演概要】****1. I T 内部統制とは何か**

システム監査技術者にとって I T 内部統制は重要な考え方である。今回の講演では、財務報告の信頼性の確保を目的とした内部統制及び I T 内部統制について説明している。

従来の内部統制概念は、会計統制（①資産の保全、②会計資料の正確性と信頼性の確保）及び経営統制（③経営能率の増進、④経営方針の遵守）の組合せとし、共通に関わるものとして内部牽制（Internal check）及び内部監査を挙げている。

これに対して、本講演では、新しい内部統制の概念をベースとした「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）」について解説がなされた。

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案） 2005 年 7 月 13 日 企業会計審議会内部統制部会」

1. 内部統制の基本的枠組み
2. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告
3. 財務報告に係る内部統制の監査

上記 1. は、内部統制の基本的枠組みについての解説である。上記 2. は、経営者の責任において、財務報告に係る内部統制の評価及び報告を正しく行うこと、また、上記 3. は、監査人の責任において、経営者が作成した財務報告に係る内部統制の評価に関する監査を正しく行うことを求めている。

これらの内部統制の評価及び監査の基準は、システム監査基準での管理基準と監査基準に対比して考えるとイメージしやすいと思われる。

なお、上記の公開草案には、コーポレートガバナンスという言葉は出てこないようであるが、講師による講演中の図示により、内部統制が、コーポレートガバナンス及びマネジメントシステムに関係付けられているイメージの説明がなされた。

公開草案においては次のように「内部統制の定義」がなされている。

「内部統制は、基本的に、企業等の 4 つの目的（①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全）の達成のために企業内のすべての者によって遂行されるプロセスであり、6 つの基本的要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ I T の利用）から構成される。」

なお、「⑥ I T の利用」について公開草案には、

「財務報告の信頼性に関しては、I T 環境を度外視しては考えることのできない今日の企業環境を前提に、財務諸表プロセス自体に組み込まれた I T 及び財務報告プロセスに重要な影響を及ぼす I T の状況を適切に考慮し、財務報告の信頼性を担保するために必要な内部統制を整備することが必要になる。」

と述べられている。

## 2. I T 内部統制評価の計画と手続き

### (1) 財務諸表監査における内部統制評価の位置づけ

先ず、監査の基本概念（委託者、受託者、監査人及び監査に対する監視）、会計情報の質的特性（意思決定有用性）の説明があり、続いて、財務諸表監査について、財務諸表と二重責任の原則（経営者と監査人の責任）の説明があった。

監査人による試査のために、試査の前提となる「母集団の均質性」を保証するのが「内部統制」であり、言い換えれば、財務諸表の信頼性を支える総合的な基盤としての内部統制が要求されることである。

次いで、下記の事項についての説明がなされた。

- (2) 監査要点と I T のコントロール目標との関係
- (3) I T 内部統制評価の実務的実施手順
- (4) 情報システムの概要把握
- (5) 全般統制の評価
- (6) 業務処理統制の評価

内部統制のうち I T 内部統制以外の部分は、手作業の部分であり、財務報告における内部統制は、I T 内部統制と手作業による内部統制が統合されたものである。

財務報告の信頼性確保のための I T のコントロール目標として、会計データの信頼性、会計情報システムにおけるプログラムの信頼性及び会計情報システムの可用性が挙げられる。

#### 【さいごに】

講師は、締めくくりとして、2 点を挙げている。

- ・内部統制の基本的要素としての「I T の利用」は、I T の技術的な側面を考慮しながらも、他の基本的要素と一体のものとして評価すべきである。
- ・仕組みの構築と文書化だけではなく、組織のケイパビリティの向上にも目を向けるべきである。

以上を聴講し、私見ではあるが、財務諸表プロセスほどの組織体にも存在していることを考えると、投資家などへの説明責任の一環に、今後、当協会会員が監査人チームとして内部統制に関わる機会は多くなると思われる。その意味で本日の研究会は基本的な知識を得るための意義のあるものと思う。

以上